

第6章 環境保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合

埼玉県及び川口市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表6.1-2(1)～(4)及び表6.1-3(1)～(3)に整理した。

表 6.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）
	埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	埼玉県5か年計画（平成29年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成20年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（平成27年3月）
	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
川口市	第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）
	第5次川口市総合計画（平成28年4月）
	川口市都市計画基本方針（平成29年3月）
	川口市景観計画（改訂版）（平成26年12月）
	第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）
	第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成28年3月）
	川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）（平成23年9月）
	かわぐちグリーン・エネルギー戦略
川口市緑の基本計画（改訂版）（平成20年9月）	

表 6.1-2(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ごみの処理に伴って発生する排水は実行可能な範囲内で再利用を図り、対象事業実施区域外への排出を少なくする。
<p>埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）</p>	<p>21世紀半ばを展望した5つの新たな長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切にす循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 ・対象事業実施区域周辺の河川、農耕地等への影響をできる限り抑えた計画とする。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。

表 6.1-2(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>埼玉県国土利用計画（第4次） （平成22年12月）</p>	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の戸塚環境センター敷地内での建て替えを実施することで、市有地を効率よく活用する計画である。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施するとともに、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築する。
<p>埼玉県土地利用基本計画 （平成25年2月）</p>	<p>対象事業実施区域は「県南地域」に属し、市街地の一角に位置する。関連する基本方針は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地の有効活用、歴史的景観の保全 ・ 市街地において、安全で快適な住環境の形成、都市防災機能の向上 ・ 駅を中心として、多様な機能を集積し、集約型都市の形成 ・ 新たな開発に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和、乱開発の抑止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の戸塚環境センター敷地内での建て替えを実施することで、新規開発を回避し、市有地を効率よく活用する計画である。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
<p>埼玉県5か年計画（平成29年3月）</p>	<p>県が目指す将来像と、平成29年度からの今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続的発展が可能な社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に優しい社会づくり ・ 公害のない安全な地域環境の確保 ・ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然と共生する社会をつくる <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの保全と再生 ・ 川の再生 ・ 生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・ 廃棄物運搬車両への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・ 新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ 排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・ 周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。

表 6.1-2(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
まちづくり埼玉プラン（平成20年3月）	<p>将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設の廃熱エネルギーを利用した余熱利用施設を整備し、地域の憩いの場、地域住民の健康増進に資する施設とする。 ・周辺の市街地景観及び田園景観との調和に配慮した緑地の整備、施設の外観への配慮を図り、良好な景観形成に資する施設とする。
第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための4つの柱を掲げ施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・環境産業の育成 ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。 ・災害廃棄物の処理を見込んだ施設規模とする。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）（平成27年3月）	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減する。</p> <p>【温暖化対策の7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。

表 6.1-2(4) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の将来像を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。 ・都市における「身近な緑」の機能を今後、一層、県民が十分に享受できるようにする。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ <p>【地形別の緑のあり方（低地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺環境との一体感を創出する。 ・周辺の田園景観との調和に配慮した緑地の整備、施設の外観への配慮を図り、良好な景観形成に資する施設とする。

表 6.1-3(1) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第2次川口市環境基本計画（平成23年3月）</p>	<p>望ましい将来の環境像の実現に向けた、環境の保全及び創造に関する施策として、9つの個別目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境にやさしい、低炭素なまちにします。 ・空気のきれいな、落ち着いたあるまちにします。 ・きれいな水の流れるまちにします。 ・有害化学物質による汚染のないまちにします。 ・人と自然が共生するまちにします。 ・歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします。 ・ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます。 ・協働して環境共生都市をつくりまします。 ・主体的に環境学習をすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。
<p>第5次川口市総合計画（平成28年4月）</p>	<p>平成28年度からの10か年計画であり、将来都市像を実現するために定められた「めざす姿」の「IV都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”において、以下の事項が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水と緑に親しめる空間の創出 ・環境の保全と創造 ・廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 <p>また、地域別計画において、戸塚地区は、「豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、本市の“北の玄関口”として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止、自然環境の保全に努める。 ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・廃棄物の適正処理を推進し、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。

表 6.1-3(2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
川口市都市計画基本方針（平成29年3月）	<p>都市づくりの目標が示されているほか、地域別のまちづくり方針として、戸塚地域は、以下の方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東川口駅周辺のまちづくり ・戸塚安行駅周辺のまちづくり ・緑の環境と調和した住宅地の形成 ・都市機能を支える交通体系づくり ・親しみのある水辺の環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
川口市景観計画（改訂版）（平成26年12月）	<p>景観形成上の課題に基づく景観形成の基本的な考え方として、目指すべき景観の姿として以下が示されている。</p> <p>【自然系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観 ・まちをつなぐ水と緑の軸の景観 <p>【歴史系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観 <p>【都市系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいのある駅周辺の景観 ・にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観 ・緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観 ・まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観 <p>【眺望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑地環境との連続性に配慮した緑化計画とすることで、周辺景観との一体感を創出する。 ・新施設は、既存施設における環境保全対策と同程度以上の効果を有する施設とし、適正に運転・管理を実施し、関係法令を遵守し、公害の防止、自然環境の保全に努める。
第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）	<p>ごみ処理基本計画の施策として、以下が示されている。</p> <p>【3Rの一層の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（発生抑制）の推進 ・リユース（再使用） ・リサイクル（再資源化）の推進 <p>【適正処理の一層の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の整備・充実 ・一般廃棄物処理施設の整備・充実 ・最終処分場の確保 <p>【その他の施策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発・まち美化の推進 ・災害発生時の処理・処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図る。 ・事業者として、廃棄物を適正処理するとともに、積極的な情報開示を行い、周辺住民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備、運営する。 ・災害廃棄物の処理を見込んだ施設規模とする。

表 6.1-3(3) 計画等の内容と対象事業における配慮事項（川口市）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
<p>第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成28年3月）</p>	<p>市民・事業者の取り組みを促進するための重点行動計画として、以下の計画が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフDAY[※]の取り組みの拡大 ・建物、設備、機器の省エネ化と再生可能エネルギー利用の促進 ・低公害車と公共交通機関、自転車利用を主体とした持続可能な交通・移動体系の構築 ・水と緑のネットワーク化と風の道づくり ・協働による取り組みの推進 ・低炭素都市づくりの具体化に向けた調査・計画の策定 <p>※年に1日、各地域ごとに定めた日に参加者に地球高温化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果を減らせた二酸化炭素量などの形でまとめ、発表する取り組み。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理施設から発生する廃熱エネルギーを有効利用して、廃棄物発電、給湯・暖房への利用を図ること、CO₂吸収源として区域内に緑地を整備することにより、低炭素社会の推進に貢献する。 ・廃棄物運搬車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入を図り、低炭素社会の推進に貢献する。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表 6.2-1(1)～(2)に整理した。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）、河川保全区域、地下水採取規制区域、都市地域、市街化区域及び景観計画区域に指定されている。

表 6.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	周辺地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	ラムサール条約
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×			
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	地下水採取規制区域		×	○	工業用水法
		○	○	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表 6.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業実施区域	周辺地域	
土地利用関係	都市地域	○	○	国土利用計画法
	市街化区域	○	○	都市計画法
	市街化調整区域	×	○	
	その他都市計画区域における用途地域	×	×	
	農業地域	×	○	国土利用計画法
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	×	
	森林地域	×	○	国土利用計画法
	国有林	×	×	森林法
	地域森林計画対象民有林	×	○	
	保安林	×	×	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・県指定・市指定・国登録)	×	○	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	川口市文化財保護条例
		×	○	さいたま市文化財保護条例
		×	×	草加市文化財保護条例
×	○	越谷市文化財保護条例		
景観保全	景観計画区域	○	○	川口市景観形成条例・ 川口市景観計画(改訂版)

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

6.2.2 その他配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 6.2-2(1)～(2)に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6.2-2(1) 配慮されるべき地域とその分布

区 分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	×	水道水源水域及び湧水池は分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	新たな土地の改変は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	×	重要な地形、地質は分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	○	貴重な種が生息・生育している可能性がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	○	貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表 6.2-2(2) 配慮されるべき地域とその分布

区 分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県の原因風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△
	環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	○
廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○	
温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	
温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

6.3 対象事業の立地の回避が困難な理由

6.3.1 対象事業実施区域において対象事業を実施することが必要な理由

川口市では、平成12年4月から現在まで、一般ごみを戸塚環境センター西棟及び朝日環境センターの2施設で焼却処理している。このうち戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から施設の大規模改修工事を実施し施設の延命化を図ったものの、平成39年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの焼却処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることとした。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることとした。

そこで川口市は、戸塚環境センターにおける新たな一般ごみ及び粗大ごみの処理施設の整備に向けて、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想を平成29年3月に策定した。この構想において、新施設を整備するための基本的な考え方や課題を整理し、新施設の基本方針及び各種諸元の検討方針を定めている。

川口市の将来ごみ排出量は、将来推計人口及びごみ排出量の見込みから、現状維持から微増傾向になることが予想されるため、既存のごみ処理施設全体の処理能力以上となる施設を整備する必要はないものと考えられる。また、都市化が進む川口市においては、ごみ処理施設の建設用地を新たに確保することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、川口市では、既存のごみ処理施設用地を活用し、図6.3-1に示すストックマネジメント（既存施設の運営・管理）の考え方に基づき、計画的に施設の保全、改修等を行いながら、必要な処理能力を確保することとした。

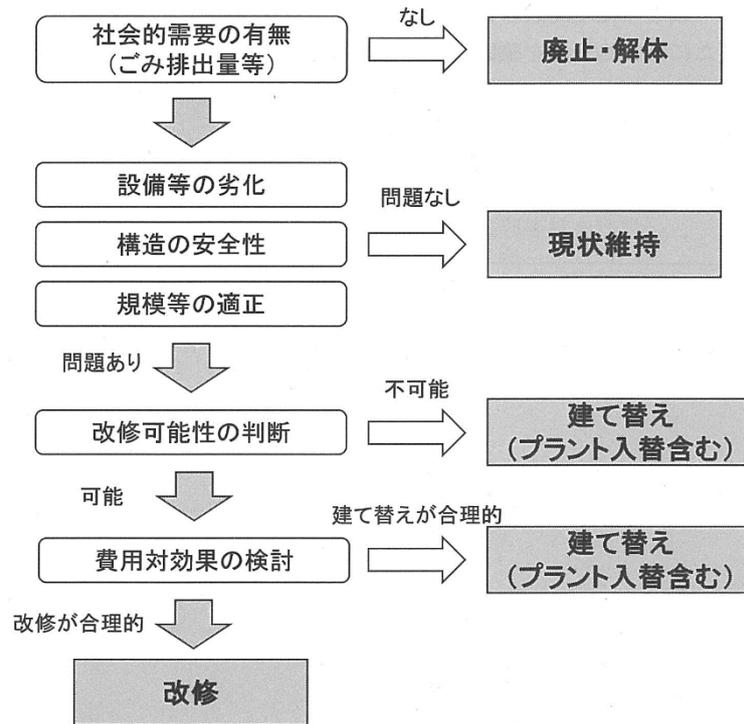


図 6.3-1 スtockマネジメントの考え方

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業は、前項で示したとおり、ストックマネジメント（既存施設の運営・管理）の考え方に基づき、計画的に施設の保全、改修等を行う方針であることから、新たな場所に、新たな施設を整備することは計画していない。このため対象事業実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、前掲表 6.2-1(1)～(2) (p. 6-9～10 参照) 及び前掲表 6.2-2(1)～(2) (p. 6-11～12 参照) に示した内容を考慮し、対象事業による影響の回避または低減措置について検討を行った。

検討結果は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	対象事業実施区域周辺に学校、住宅等が分布することから、これら保全対象となる施設や住居への影響の回避または低減に努める。 対象事業実施区域周辺に分布する水田、排水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避・低減に努め、また、生息・生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場、国、県又は市指定の文化財への影響の回避または低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、緑地帯を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として、高効率な機器の導入、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位の小さい低公害車の導入促進に努める。	特になし